

指名停止措置の概要(変更)

- 指名停止措置業者名: 株式会社府中植木
法人番号: 1012401001475
住 所: 東京都府中市若松町4-13-1
- 従前の指名停止措置期間: 令和2年7月22日から令和2年10月21日まで(3ヵ月)
- 変更後の指名停止措置期間: 令和2年7月22日から令和2年11月21日まで(4ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 全国

5. 事実概要:

警視庁は、東京都府中市発注の公園拡幅工事及び道路工事等の入札に関し、府中市議から事前に入札情報の教示を受け、それらの情報をもとに落札等し、公正な入札を妨害したとして、令和2年6月2日、株式会社府中植木及び株式会社玉川造園の代表取締役を公契約関係競売等妨害容疑で逮捕した。

6. 変更後の事実概要:

その後、株式会社府中植木の代表取締役は、東京都府中市発注の公園工事において、同市市議(2名のうち1名)から事前に入札情報を受けた見返りとして現金100万円を渡していた贈賄の疑いで、令和2年8月5日に再逮捕された。

7. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社府中植木の代表役員の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「国土交通省における指名停止等の措置要領における事務的運用基準」における加算要因である公契約関係競売等妨害と贈賄の複数容疑で逮捕に該当することから、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領第3第5項」に基づき指名停止期間の変更を行う。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~9 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内
11~16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小 島 正 和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大 橋 秀 己 電話 029-864-6870 (直通)